

八街市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月24日

八 街 市 長 地 村 幸 司

## 八街市条例第22号

### 八街市介護保険条例の一部を改正する条例

八街市介護保険条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「、その程度が甚大であり、かつ、その者から保険料を徴収することが適当でない」を「、必要がある」に、「ときは、その者の申請により、その」を「ものに対し、」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

第16条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市民税が課されている者とみなされることとなるもの（以下本条において「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第4条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

2 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。